

# 議会運営委員会日程

令和4年2月8日（火）

午前10時 502会議室

## 日程第1 令和4年第2回定例会の日程と運営について

### (1) 付議事件

① 議案 ----- 52件

(内訳)

条 例 ----- 17件

事 件 ----- 8件

予 算 ----- 19件

補正予算 ----- 8件

② 報告 ----- 1件

③ 請願・陳情

◇閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 0件

文教委員会 ----- 1件

健康福祉委員会 ----- 0件

まちづくり委員会 ----- 0件

環境委員会 ----- 0件

議会運営委員会 ----- 0件

◇令和3年第4回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 0件

④ 意見書案 ----- 0件

### (2) 分割議決議案

① 議案第43号 令和3年度川崎市一般会計補正予算

### (3) 追加議案

(2月24日頃提出予定)

① 川崎市教育委員会の教育長の任命について

② 令和4年度川崎市一般会計補正予算

(3月17日頃提出予定)

③ 川崎市副市長の選任について

④ 川崎市教育委員会委員の任命について

⑤ 人権擁護委員の候補者の推薦について

⑥ 川崎市市民オンブズマンの選任について

⑦川崎市人権オンブズパーソンの選任について

(4) 令和4年度施政方針

(5) 会議録署名議員（敬称略）

5 番 添田 勝                      4 9 番 岩隈千尋                      5 9 番 大島 明

(6) 予算審査特別委員会について

委員長選出会派・・・公明党

副委員長選出会派・・・みらい

(7) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、みらい、共産党、公明党

(8) 会期及び会期日程案

2月14日（月）から3月18日（金）までの33日間

別紙「令和4年第2回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第2 常任委員会委員の改選について

日程第3 会派選出の各種委員について

(1) 都市計画審議会

(2) 港湾審議会

日程第4 川崎市議会委員会条例について

日程第5 陳情の取扱いに関する在り方について

日程第6 その他

## ＜市議会における新型コロナウイルス感染症に関する対応＞

### 【協議事項】

第2回定例会の本会議場における感染予防のための取組・対応について  
～ 本会議場における座席の配置及び採決等 ～

#### 1 議員の出席等

本会議の開会時、議案の採決に係る議事等は全議員が本会議に出席する。

それ以外の議事は、半数を超える議員の出席とし、休憩ごとに交代する。この場合、議場では、各議員が1席ずつ間隔を空けて着席した状態で議事を進める。

本会議場に出席していない議員は、控室にてインターネット議会中継を視聴するものとするが、議場の傍聴席において傍聴することも可とする。

予算審査特別委員会についても、休憩ごとに出席委員を交代するなど本会議における取組と同様に対応する。

##### ① 提案説明日（2月14日）

全議員が出席した状態で本会議を開会し、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定の後に小休憩とする。

再開後は、半数を超える議員の出席とし、提案説明、分割議案に対する議事を行う。

##### ② 分割議案採決日（2月17日）

全議員が出席した状態で本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行う。

##### ③ 代表質問日（2月28日・3月1日）

全議員が出席した状態で本会議を開き、議長から議事日程が報告された後に小休憩とする。

再開後は、半数を超える議員の出席とし、その後の議事（代表質問等）を進める。

##### ④ 予算審査特別委員会（3月7日・8日・9日・10日）

全委員が出席した状態で委員会を開き、委員長から議事日程が報告された後に小休憩とする。再開後は、半数を超える委員の出席とし、その後の議事（予算議案の審査等）を進める。

なお、委員会初日の7日は、開会后、正副委員長の互選の終了後に小休憩とする。また、10日の委員会の閉会に係る議事は全委員が本会議に出席する。

また、各会派においては、発言予定委員が議場に出席しているよう事前に調整することとし、当日の進行により、次の発言順位の委員が出席していないときは、当該委員の質問に入る前までに、同じ会派の他の委員と出席を交代する。無所属議員についても同様に委員相互で調整するほか、通常空席となっている議席の活用も含め対応する。

##### ⑤ 採決日（3月18日）

全議員が出席した状態で本会議を開き、委員長報告、討論、採決等を行う。会議時間が1時間を大きく超える場合は、換気のため小休憩をとる。

## 2 議事説明員の出席等

市長、副市長、総務企画局長、財政局長は、全ての本会議に出席する。それ以外の議事説明員は、付議事件に係る議事説明員のみ出席する。

なお、通告があった場合のみ出席する議事説明員は、当該議員の質問に入る前までに入場し、当該議員の質問終了後に退場する。

この場合、議場では、議事説明員が1席ずつ間隔を空け着席するが、議場内の座席数に限りがあるため、通告があった場合のみ出席する議事説明員については固定した着席場所とはせず、発言議員ごとに変動する扱いとする。なお、氏名標については、議事説明員が自身の役職が表示された氏名標のカバーを持参する。

予算審査特別委員会についても、市長、副市長、総務企画局長、財政局長以外は、答弁のある説明員のみ出席とするなど本会議における取組と同様に対応する。

### ① 提案説明日（2月14日）

提案説明：議案等の説明を行う議事説明員が出席する。

代表質疑：代表質疑の発言通告があった議事説明員が、当該質問時に出席する。

### ② 分割議案採決日（2月17日）

議案を所管する局長等のみの出席とする。

### ③ 代表質問日（2月28日・3月1日）

代表質問及び代表質疑の発言通告があった議事説明員が当該質問時に出席する。

### ④ 予算審査特別委員会（3月7日・8日・9日・10日）

予算議案の審査において答弁のある説明員が、当該質問時に出席する。

### ⑤ 採決日（3月18日）

議案を所管する局長等のみの出席とする。なお、代表質疑の発言通告があった議事説明員は、当該質問時に出席する。

## 3 その他の取扱い

### ① 代表質問、代表質疑の発言場所

感染予防の観点及び座席に変更が生じた状況でのマイク選択並びにカメラ操作を円滑に行う観点から、質問、答弁のいずれも登壇で実施する。再質問以降についても登壇とする。ただし、質問、質疑の終了を宣言するのみの発言については、自席で行うことを可とする。

### ② 予算審査特別委員会の発言場所

一問一答方式による質問が円滑に行えるよう、登壇ではなく、委員は原則として自席で発言し、人数調整の関係で自席とは異なる席に着席している場合は、その席で発言する。また、説明員は着席している席で発言する。

### ③ 議場音声操作及びインターネット中継への対応

自席での質問において、答弁者の座席が固定できない中で、テロップ表示のタイムラグを発生させないように運用するため、市長及び副市長を除いて、答弁者のテロップを一律に「答弁者」と表記する。

④ 出席議員数の確認

本会議の開会又は再開時の出席議員数の確認については、全議員が出席する際に表示し議会局長が報告するが、議員の出席者を絞る際はこれを行わない。

⑤ 速記者の着席位置

速記者については、演壇との距離を取るため、速記席ではなく指定された理事者席の空席に着席する。

ただし、予算審査特別委員会においては、自席での発言となるため、速記者は速記席に着席する。

## 令和4年第2回川崎市議会定例会会期日程(案)

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
2/14	月	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、 市長「令和4年度施政方針」、局長提案説明、 分割議案に対する議事(代表質疑、委員会付託)、散会
15	火		委員会	(分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
16	水		議会運営委員会	17日の本会議の運営について
17	木	本会議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会 (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
18	金			(代表質問発言通告締切日 午後1時)
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水	天皇誕生日		
24	木		議会運営委員会 委員会	追加議案、3月1日の本会議の運営について
25	金			
26	土			
27	日			
28	月	本会議 (第3日)		再開、代表質問(自民党、みらい)、延会
3/1	火	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、代表質問(共産党、公明党)、予算審査特別委員会設置、 当初予算議案付託、委員会付託(請願・陳情を含む)、追加議案に対する議事、散会 (予算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月		予算審査特別委員会	正副委員長互選、審査
8	火		予算審査特別委員会	審査
9	水		予算審査特別委員会	審査
10	木		予算審査特別委員会	審査
11	金		委員会	
12	土			
13	日			
14	月		委員会	
15	火		委員会	
16	水			(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
17	木		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、18日の本会議の運営について
18	金	本会議 (第5日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、常任委員会委員の改選、 請願・陳情、その他、閉会

\* 発言の会派順位 自民党、みらい、共産党、公明党

令和4年第2回川崎市議会定例会  
議事日程第1号

令和4年2月14日(月)  
午前10時開会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

令和4年度施政方針

第 4

- 議案第 2号 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第10号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第11号 川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について  
議案第12号 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第13号 川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第14号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第15号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第16号 川崎市行政不服審査会委員の選任について  
議案第17号 包括外部監査契約の締結について  
議案第18号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第19号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
議案第20号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第21号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
議案第22号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
議案第23号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
議案第24号 令和4年度川崎市一般会計予算  
議案第25号 令和4年度川崎市競輪事業特別会計予算  
議案第26号 令和4年度川崎市卸売市場事業特別会計予算  
議案第27号 令和4年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第28号 令和4年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算  
議案第29号 令和4年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算  
議案第30号 令和4年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

議案第 3 1 号	令和 4 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 3 2 号	令和 4 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 3 3 号	令和 4 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 3 4 号	令和 4 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 3 5 号	令和 4 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 3 6 号	令和 4 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 3 7 号	令和 4 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 3 8 号	令和 4 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 3 9 号	令和 4 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 4 0 号	令和 4 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 4 1 号	令和 4 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 4 2 号	令和 4 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 4 3 号	令和 3 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 4 4 号	令和 3 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 4 5 号	令和 3 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
議案第 4 6 号	令和 3 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第 4 7 号	令和 3 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 4 8 号	令和 3 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 4 9 号	令和 3 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
議案第 5 0 号	令和 3 年度川崎市下水道事業会計補正予算
議案第 5 1 号	川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 2 号	川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 3 号	川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
報告第 1 号	地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分 の報告について



令和4年第2回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

令和4年2月14日

付託委員会	案 件
総務委員会 (1)	議案第43号 令和3年度川崎市一般会計補正予算

議場内理事者席(本会議) R04.02.17

オペレーター			

--	--	--	--	--

市長		伊藤副市長		加藤副市長
----	--	-------	--	-------

--	--	--	--	--	--

	藤倉副市長		総務企画局長	財政局長
--	-------	--	--------	------

総務企画局	
財政局	
こども未来局	

--	--	--	--	--

こども未来局長					
---------	--	--	--	--	--

演壇

議長

速記者		速記者		議会議局
-----	--	-----	--	------

--	--	--	--	--

# 予 算 審 査 調 査 票

◎ 予算議案の研究のため、理事者に対する質問事項、確認事項等がございましたら、下記にご記入の上、ご提出いただければ、それぞれの担当局が、説明に伺わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**名 前 :** \_\_\_\_\_

	局 名(課名)	日 時	備 考 (調査項目等)
1		日( ) 時 分頃	
2		日( ) 時 分頃	
3		日( ) 時 分頃	
4		日( ) 時 分頃	
5		日( ) 時 分頃	
6		日( ) 時 分頃	
例)	総務企画局 ***課	3日(木) 10時30分頃	***関係

**\* この用紙は通告書ではございません。**

\* 3 / 1 (火) の午後 1 時に回収に伺います。

(総務企画局庶務課 調査担当 内線 2 1 3 2 1)

## 会派別常任委員会割当表

会 派	総務委	文教委	健福委	まち委	環境委	計	所属議員数
自民党	4	4	4	4	3	19	19
みらい	3	2	2	2	2	11	11
共産党	3	2	2	2	2	11	11
公明党	3	2	2	2	2	11	11
無所属		1				1	1
無所属		1				1	1
無所属			1			1	1
無所属			1			1	1
無所属				1		1	1
無所属				1		1	1
無所属					1	1	1
無所属					1	1	1
合 計	13	12	12	12	11	60	60
定 数	13	12	12	12	11	60	

## 年次別正副委員長割当表

		元年	2年	3年	4年
総務委員会	正	自 民 党	公 明 党	自 民 党	公 明 党
	副	公 明 党	自 民 党	み ら い	自 民 党
文教委員会	正	公 明 党	み ら い	自 民 党	公 明 党
	副	自 民 党	公 明 党	共 産 党	み ら い
健康福祉委員会	正	み ら い	自 民 党	公 明 党	自 民 党
	副	自 民 党	共 産 党	自 民 党	公 明 党
まちづくり委員会	正	自 民 党	共 産 党	み ら い	共 産 党
	副	共 産 党	み ら い	自 民 党	み ら い
環境委員会	正	共 産 党	み ら い	共 産 党	自 民 党
	副	み ら い	自 民 党	公 明 党	共 産 党

常任委員会委員・各種委員選出届出表

委員会名	自民党	みらい	共産党	公明党	無所属
総務委員会 13人	○			◎	
文教委員会 12人		○		◎	
健康福祉委員会 12人	◎			○	
まちづくり委員会 12人		○	◎		
環境委員会 11人	◎		○		
都市計画審議会委員					
港湾審議会委員					

◎ 委員長、 ○ 副委員長

※3月11日(金)午後3時までに事務局へ提出ください。

## ○川崎市議会委員会条例

(略)

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 13人

ア 総務企画局、財政局、経済労働局及び臨海部国際戦略本部の所管に関すること。

イ 他の常任委員会の所管に属しないこと。

(2) 文教委員会 12人

市民文化局、こども未来局及び教育委員会の所管に関すること。

(3) 健康福祉委員会 12人

健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関すること。

(4) まちづくり委員会 12人

まちづくり局及び建設緑政局の所管に関すること。

(5) 環境委員会 11人

環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の所管に関すること。

(略)

○議会運営の手引き

40 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監、教育次長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみでの出席とすることもある。

説明員	会議日	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日
市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、 <u>危機管理監</u> 、教育次長		○	○	○	○
病院事業管理者		○	○	○	○ 〔通告があった場合のみ〕
選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者		○	○	○	○ 〔通告があった場合のみ〕
各区長		—	○	—	○ 〔通告があった場合のみ〕
行政委員		—	○	—	○ 〔通告があった場合のみ〕

「○」は、出席を表す。

167 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監及び教育次長とする。ただし、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者及び区長は、通告があった場合のみ出席する。

189 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監及び教育次長とする。ただし、選挙管理委員会事務局長、人事委員



会事務局長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者及び区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。

なお、監査委員は、全体会に出席している。

191 決算審査特別委員会の分科会は、次の実施要領により行う。

-----  
決算審査特別委員会分科会実施要領

(略)

4 分科会における審査は所管局ごとに行い、局別審査の順番、おおむねの開催時間は、次のとおりとする。

(1) 総務分科会

1 日目 10 時～12 時 (総務企画局)

13 時～15 時 (経済労働局)

4 日目 10 時～12 時 (財政局)

13 時～15 時 (臨海部国際戦略本部その他)